

令和 7 年度



幸手市放課後児童クラブ入室案内



1 放課後児童クラブ（学童保育室）とは

市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な保育を行い、児童の健全な育成を図るため、市内全小学校に放課後児童クラブ（学童保育室）を設置しています。

2 市内の放課後児童クラブ一覧

	クラブ名	所在地	定員	電話番号
1	風の子	栄 2-90 さかえ小学校内	40	42-7895
2	にじいろ	幸手 1958-1 児童館内 ※さくら小学校の一部の児童が対象	45	42-6130
3	たんぽぽ	下川崎 242 長倉小学校内	40	43-5686
4	あおぞら	中 3-11-41 幸手小学校内	60	44-2332
5	たけのこ	上高野 1065 上高野小学校内	40	43-5502
6	きのこ		40	44-9467
7	ひまわり	円藤内 460-2 行幸小学校内	40	43-0705
8	たいよう	下川崎 387 西中学校内 ※長倉小学校の一部の児童が対象	60	40-1018
9	さくら	幸手 72 さくら小学校内	40	31-9593
10	さいかち	神明内 570 権現堂川小学校内	40	53-6671
11	いなほ	惣新田 3159 吉田小学校内	40	48-2373
12	八代っ子	平須賀 1-14 八代小学校内	40	48-3132

3 開室時間

小学校の授業がある日（月曜日～金曜日）・・・放課後から午後 7 時まで
土曜日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・午前 7 時 30 分から午後 6 時まで
長期休業日、学校の代休日・・・・・・・・・・午前 7 時 30 分から午後 7 時まで

4 休室日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

5 入室要件・入室期間・申請に必要な書類

市内の小学校に在籍する児童の保護者等（※1）が、次のいずれかの理由で昼間面倒をみることができないことが常態（※2）となっている場合、入室することができます。

※1 保護者等とは、父・母及び同居している18歳以上65歳未満の親族です。

※2 常態とは、午後2時30分以降に保護者が児童の面倒をみることができない日が、日曜日を除いて週3日以上ある状態が1ヶ月以上続き、放課後児童クラブを週3日以上利用する必要がある状態をいいます。学校長期休業期間（春・夏・冬休み）中は、日曜日を除いて週3日以上、開室時間のうち3時間以上、就労等で児童の面倒をみることができなければ入室対象になります。

	入室事由		入室期間	申請に必要な書類
1	就労	居宅内・外で児童と離れて日常の家事以外の労働を常態としている場合	最長で年度末まで	【全員】 就労証明書 【自営業のみ】 開業届の写し 確定申告書の写し
2	妊娠 出産	妊娠中または出産後 （育児休業を理由とする入室はできません。ただし、4月の入室に限り、5月1日までに育児休業から復帰することを条件に入室できます）	産前6週から 産後8週の月 末まで	母子健康手帳 （保護者の氏名と 出産予定日が記載 されているページ の写し）
3	疾病等	疾病、怪我、または心身に障がいがある場合	最長で年度末まで	診断書または 障害者手帳の写し
4	親族の 看護・ 介護	常時または長期にわたり病人や心身障がいの人を看護または介護している場合	最長で年度末まで	診断書または 障害者手帳の写し
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合	最長で年度末まで	罹災証明書
6	虐待 DV	児童虐待やDVの恐れがある場合	最長で年度末まで	申立書 証明書
7	求職	求職活動を継続的に行っている場合	2ヶ月 （期間終了までに就労証明書の提出がない場合は退室）	求職活動申立書
8	就学	学校に在学または職業訓練を受けている場合（趣味の講座やカルチャースクールは対象外）	卒業・訓練 修了月まで	学生証の写し 時間割表の写し
9	その他	市長が特に必要と認める場合	最長で年度末まで	必要と認める書類

※このほか、状況に応じて別途書類を提出していただく場合があります。

6 利用料金

保育料 1年生～3年生 月額8,700円 4～6年生 月額7,700円

上記に関わらず、生活保護世帯は無料とし、ひとり親家庭等の場合は児童1人につき月額1,000円を減額します。また、これらに該当しない世帯であっても、複数の児童が同時に入室する場合は、最年少児童を除いた児童1人につき月額1,000円を減額します。

（別途減免申請が必要です）

※保育料のほか、おやつ代、傷害保険料等の実費負担があります。

7 長期休業期間のみの利用について

一次審査の結果、定員に空きがある場合のみ、二次受付において長期休業期間中のみの入室申請を受け付けます。申請可能なクラブは、一次審査後に市ホームページでお知らせします。
保育料は長期休業期間の日数分(日割り)となります。

8 入室申請から入室までの流れ

入室申請
(一次受付)

一次審査

入室申請
(二次受付)

二次審査

入室決定

入室説明

利用開始

◆令和7年4月入室希望の場合

【一次受付】通年利用希望者

期間 令和6年11月1日(金)～11月20日(水)

場所 こども支援課・放課後児童クラブ(入室対象のクラブ)

時間 こども支援課：午前8時30分～午後5時15分

放課後児童クラブ：午後1時～午後7時

(注)・日曜、祝日は除きます

・土曜日は放課後児童クラブのみ受付しますが、利用状況によっては閉室する場合がありますので、事前に各クラブにお問合せください

【二次受付】一次審査の欠員分及び長期休業期間のみ利用希望者

※二次受付は、一次審査の欠員分及び長期休業期間のみ利用を希望している方のみの受付となります。通年利用を希望する方は、必ず一次受付にて申請してください。

期間 令和6年12月2日(月)～令和7年2月7日(金)

場所 こども支援課

時間 こども支援課：午前8時30分～午後5時15分

(注) 土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く

★定員を超えた場合は、入室を必要とする理由や世帯状況等を勘案し優先度の高い方から入室決定します

なお、低学年の児童は高学年の児童より優先されます

入室承認・不承認通知書を郵送します

(4月入室の場合は2月中旬まで、5月以降の場合は入室希望月の前月の下旬まで)

新規入室者の保護者を対象に入室説明会を開催します

(2月下旬～3月中旬頃を予定)

◆令和7年5月以降入室希望の場合

入室希望月の前月10日まで随時申請受付

受付場所 こども支援課

受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分

(注) 祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除く

<提出書類>

- ・放課後児童クラブ入室申請書
- ・保育を必要とする証明書(P2「5入室要件・入室期間・申請に必要な書類」を参照)
- ・児童状況調査票
- ・放課後児童クラブ保育料減免申請書(保育料の減免を申請する場合)

8 利用にあたってのお願い

○以下のときは必ず届出をしてください

- ・入室申請を取り下げたいとき
- ・入室申請書に記載した内容に変更が生じたとき
- ・求職活動の方が就労を開始したとき
- ・就労状況に変更があったとき
- ・退室するとき

○以下の注意事項に同意のうえ申請してください。

- ・児童クラブの決まりごとを守ってください。
- ・開室時間に関わらず、勤務が終わり次第、速やかにお迎えに来てください。
- ・児童のみでの降室は認めておりません。必ず保護者が迎えに来てください。
保護者が自宅にいるときは、家庭での保育をお願いします。
- ・保育料等の滞納がある場合は、退室していただきます。
- ・保育にあたり配慮が必要な点がありましたら、必ず児童調査票に記入してください。
- ・長倉小学校、上高野小学校、さくら小学校には複数の児童クラブがあるため、市が入室するクラブの調整を行います。
- ・長期休業期間のみ利用する場合を除き、原則として入室日は月の初日、退室日は月の末日となります。
- ・自然災害や感染症拡大等により、児童の安全を確保することが困難であると判断した場合閉室する場合があります。

9 問合せ先

幸手市健康福祉部 こども支援課 子育て支援担当

〒340-0152

幸手市大字天神島 1030-1 保健福祉総合センター（ウェルス幸手内）

T E L 0480-42-8454

E-mail kodomo@city.satte.lg.jp

★幸手市ホームページから、必要な書類をダウンロードすることができます。★



幸手市マスコットキャラクター
さっちゃん